

平成 30 年度税制改正 大綱発表！

注目トピックス

01 | 平成 30 年度税制改正大綱発表！

平成 30 年度税制改正大綱が発表されました。発表された税制改正大綱の概要をみていきましょう。

特集

02 | 仮想通貨の取り扱いが公表

ヤフーニュースでもトップに取り上げられるほどビットコインをはじめとした仮想通貨が話題となっています。税務上の取り扱いも国税庁から公表されました。

03 | 1 月中の手続きを確認

新年明けて 1 月というのは諸々の手続きが非常に煩雑な時期になります。営業日数も少ないことから年内のうちに対策をしておきたいものです。

話題のビジネス書をナメ読み

04 | 殺し屋のマーケティング (ポプラ社)

本書は有名書店の店主を務める著者による、小説タイプのビジネス書です。著者は、開業して間もなく倒産の危機に見舞われながらも、独自のマーケティング戦略によって逆境を打破してきました。その革新的な手法とは、いったいどのようなものなのでしょうか。



平成 30 年度税制改正大綱発表！

平成 30 年度税制改正大綱が発表されました。発表された税制改正大綱の概要をみていきましょう。

はじめに

平成 29 年 12 月 14 日、平成 30 年度税制改正大綱が発表されました。速報ベースで重要論点をまとめました。

所得税は増税の流れ

所得税では、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える形で基礎控除を 10 万円増やし、多様な働き方を後押しします。

給与所得控除では、子育て・介護世帯以外は控除額が頭打ちとなる給与収入の上限を 850 万円超に引き下げる方向です（現状は 1,000 万円超）。公的年金等控除では、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に上限を設け、年金以外に 1,000 万円超の副収入がある年金受給者の控除額を引き下げる案が示されています。

また、個人事業主の場合、青色申告特別控除額がこれまでの 65 万円から 55 万円に引き下げられる見込みです。基礎控除額が 10 万円増えるので、基礎控除額と青色申告特別控除額との合計額は 103 万円が変わりません。

しかし、電子申告等の要件を満たす場合、青色申告特別控除額を 65 万円とする特例を設けるという案も出ています。この場合、基礎控除額との控除合計額が 113 万円となり 10 万円増額するため、実質的に減税となります。

法人税は大きな改正なし

法人税では、賃金の引上げ、国内の設備投資を促進する観点で、税制措置の見直しや新たな制度の創設などといった方向性が示されました。

「情報連携に係る設備投資を促す税制」として、次の制

度の創設が提案されました。

- ① 企業内外のデータ連携・高度利活用による生産性向上等、「産業競争力強化法」上の要件を満たすものと認定された計画に基く投資であること（ソフトウェア、器具備品、機械装置）
- ② 賃上げに係る要件、これらを満たす場合に、その情報連携投資額の一定割合の税額控除又は特別償却を認める

しかし、この税制はどちらかというと大企業向けで中小企業向けではないものと予想されます。

※ もちろん中小企業もその対象にはなるとは思いますが、現実的にその適用は難しいのではないかと考えられます

一般社団法人等の贈与税、相続税に関する改正

あまり馴染みがないかもしれませんが、一般社団法人や一般財団法人については、いわゆる持分が存在しないため、贈与税や相続税の節税対策に使われていることが以前から問題視されていました。

これまでは親の資産を子に相続するのではなく、一般社団法人等に移転させ、一般社団法人の役員交代を通じて（一般社団法人等名義のまま）子や孫に財産を承継させることで相続税を回避することができていました。一般社団法人等を利用した租税回避が広がっている現状に鑑み、一般社団法人等の役員の相続時に相続税の対象とすることが検討されているようです。

平成 30 年度税制改正についてのご相談は、当事務所までお問い合わせください。

仮想通貨の 取り扱いが公表

ヤフーニュースでもトップに取り上げられるほどビットコインをはじめとした仮想通貨が話題となっています。税務上の取り扱いも国税庁から公表されました。

はじめに

値上がりを続けるビットコインですが、これまで明らかとなっていなかった税務上の取り扱いが国税庁から公表されたので解説します。

FAQ9 問が掲載

国税庁は12月1日、「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」を公表しました。今年に入り、仮想通貨の値動きが活発化し、億万長者が続出しているとの声も多数あり、昨年に比べて確定申告を必要とする者が増加する見込みです。

8月にもタックスアンサー上でビットコインに係る取り扱いを簡単に示していましたが、今回は仮想通貨全般に係る取り扱いがFAQ形式で9問掲載されています。

保有する仮想通貨を売却する際の所得は下記の算式により求めます。

売却価額 - 必要経費 (*1) = 所得金額

(*1) 仮想通貨の場合
(仮想通貨の取得価額 / 取得した仮想通貨数)
× 売却した仮想通貨の数

この所得計算の方法は、仮想通貨で商品を購入する際や保有する仮想通貨を他の仮想通貨と交換する際も同様です。仮想通貨によって商品を購入するときには商品価額から、他の仮想通貨と交換を行うときには他の仮想通貨の購入価額から必要経費を差し引く形となります。

また、同一の仮想通貨を2回以上取得した場合には、移動平均法を用いて取得価額を算定します。ただし、継続して適用する場合は、総平均法を用いることも可能です。

分裂して誕生した仮想通貨には 注意が必要

8月のビットコインの分裂騒動では、新たにビットコインキャッシュが誕生しました。この場合、新たに誕生した仮想通貨は分裂時点で保有していた仮想通貨と同じ数だけ自動的に取得することとなります。

自動的に取得した新たな仮想通貨は分裂時点でまだ取引相場がないため、同時点では価値を有していなかったと考えられます。したがって、取得時点では所得は生じず、その仮想通貨を売却または使用した時点において所得が生じます。なお、その場合の取得価額はゼロとなり、売却価格が所得金額となります。

この他にも仮想通貨での証拠金取引は、いわゆるFXとは異なり、総合課税により申告となることやマイニング（仮想通貨の採掘）により仮想通貨を取得した場合には、その時の時価により収入となることが明らかとされています。

仮想通貨の税務上の取り扱いについてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。



1 月中の手続きを確認

新年明けて 1 月というのは諸々の手続きが非常に煩雑な時期になります。営業日数も少ないことから年内のうちに対策をしておきたいものです。

はじめに

1 月中に必要な手続きをまとめます。新年明けてバタバタしないよう今からできる準備をしておいてください。

源泉税の納期限（納期の特例）

給与を支給する人員が常時 10 人未満で、源泉所得税の納期の特例の承認を受けている会社は、平成 29 年 7 月～平成 29 年 12 月の間に預かった源泉所得税の納期限が平成 30 年 1 月 22 日に到来します。

※ 1 月 20 日が土曜日のため

半年分の所得税をまとめて支払うことになるため、資金繰りには注意が必要です。なお、納期の特例の承認を受けていない会社については、通常月と同様 1 月 10 日が納期限となります。1 月 22 日ではないため、こちらも確認をお願いします。

また、住民税について納期の特例を受けている会社もあるかと思いますが、住民税の納期の特例は 6 月 10 日と 12 月 10 日が納期限となります。混乱しないように整理しておきたいところです。

法定調書

平成 29 年 1 年間に支払った給与や賞与、退職金、税理士報酬、不動産使用料等を集計し、支払調書とともに税務署に提出する法定調書の提出期限は 1 月 31 日です。ただの集計作業にはなりますが、集計もれのないよう気をつける必要があります。

また、支払調書を税務署に提出する必要があるかどうかについても、個人法人の別や支払内容に応じて異なりますので、事前に頭に入れておく必要があります。

<参考：国税局リンク>

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hotei/houtei3.htm>

給与支払報告書

平成 29 年 1 年間に役員や従業員に対して支払った給与や賞与を、住民税計算のため、各自治体に報告する作業です。基本的には、法定調書の際に集計したデータを基に資料を作成することになりますが、提出先が複数箇所にわたる場合はミスがないよう特に注意が必要かと思えます。

また、年の途中で退職した役員・従業員であっても一定の要件を満たす場合には提出が必要であるため、こちらも忘れないよう対応しましょう。

償却資産申告書

平成 30 年 1 月 1 日時点で所有している償却資産について、所在地の各自治体に申告する償却資産申告書の提出期限も法定調書、給与支払報告書とともに 1 月 31 日となっています。

1 台当たりの取得価額 30 万円以下の固定資産など法人税の計算過程では全額経費として処理している資産であっても、償却資産申告の対象には含まれてしまうので注意が必要です。

<参考：経理通信>

<https://keiritsushin.jp/keiri-info/qa/depreciableproperty/>

殺し屋のマーケティング

三浦 崇典 著

単行本：415 ページ

出版：ポプラ社

価格：1600 円（税抜）

はじめに

本書は有名書店の店主を務める著者による、小説タイプのビジネス書です。

この書店は開店してから3ヶ月で1度目を倒産の危機を迎え、現在まで9回の危機を乗り越えてきました。その苦境を打開してきたのが、筆者独自のマーケティング戦略です。

ブランドの価値

「最強の盾を粉碎した最強の矛の『ブランド価値』は、二次曲線を描くようにさらに急上昇することになります」

有名な故事である「矛盾」になぞらえた、登場人物のセリフです。ブランドの価値というものは、1人や1社ではその上限も低く、また維持することも困難です。最強の矛と最強の盾、互いに競い合える要素があるからこそ消費者はそれぞれ大きな価値があると考えられるのです。現実世界では最強、つまり最もクオリティの高い商品やサービスが求められます。そして競合他社の成長や消費者の感情の変化などは非常に目まぐるしいものです。

たった1人で業界を戦い抜いていくのではなく、周囲の動向に警戒を払いつつ、相対的に価値を高めていくマーケティング手法が重要なのです。

旅立ちの理由を考える

「人に語れるようなストーリーがなければ、その旅成ちはそもそも失敗する。企業を大きくして売り抜け、お金儲けをしたいからなんて、ストーリーにはならないだろう」

著者が本書の中で紹介しているマーケティング手法の

1つに「ストーリー（旅立ちの理由）」があります。これはその人のビジネスの「なぜ」の部分が重要であるということです。

「何をサービスとしてどのように提供し、そしてなぜその仕事をしているのか」というような順番で考えると「なぜ」の部分は「お金を稼ぐため」や「生きてくため」という内容になりがちです。順序を変えて「なぜこの仕事をしているのか」を軸に考えることで、自分自身のストーリーに魅力を持たせることができるのです。

マーケティング・クリエーション

著者の提唱する理論として「7つのマーケティング・クリエーション」というものがあります。前述したストーリーを初めとして、コンテンツ（商品）、モデル（仕組み）、エビデンス（実数値）、スパイラル（上昇螺旋）、ブランド（信頼）、アトモスフィア（空気）の7つです。この理論は階層として捉えるべきだと著者は述べています。

『コンテンツ』があれば、売上が立つ。その最大化をはかるために『モデル』が形成される。最適化された『モデル』を繰り返していくと、実績が積み上がっていく。そして、『エビデンス』を元に、人は期待をするので、『コンテンツ』は自ずから高まっていく

何かを先取りしようとしても土台が不安定ではビジネスを継続させることはできず、何か1つ突出した要素があってもその上に積み上げるものがなければ成長や発展は見込めないということです。ストーリーの中で、筆者の掲げる手法が次々に披露され、物語が大きく変化していくところも本書の見どころです。新しいマーケティング戦略を身につけたい方におすすめの一冊です。

当事務所からの お知らせ

税務や会計業務などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月のニュースレターはいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

吉川和良税理士事務所	
所長	吉川 和良
所在地	〒760-0017 香川県高松市番町1丁目6番6号 甲南アセット番町ビル403
営業時間	平日 9:00-17:00
電話	087-873-2404
FAX	087-873-2405
メール	info@mas-cpta.com

所長よりあいさつ

メッセージをお書きください。

1月の作業チェックシート

以下のチェック項目にお答えいただき、FAX またはメールにてご返送いただけますと、具体的なフィードバックをいたします。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	源泉所得税の納期の特例の承認を受けている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	源泉所得税は毎月10日までに支払っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	法定調書の作成をエクセル等自社で集計して行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	特に税金を支払うものではないため、法定調書の作成を行っていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	年の途中で退職した従業員に対して30万円以上の給与を支払っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	法人税の計算上、少額減価償却資産の特例を使った固定資産について償却資産として申告している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	法人税の計算上、一括償却資産として申告した固定資産については償却資産として申告していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	建物として一体評価される建物付属設備については、償却資産申告として申告していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

FAXのご返送は **087-873-2405** まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を お書き下さい	
FAX			